

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市内にお住まいの方	肺がん 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、未申請死亡者が石綿を吸入して肺がんにかかり当該指定疾病に起因して死亡したとして特別遺族弔慰金等の支給を請求したところ、処分庁が令和3年1月13日付けで当該支給を受ける権利を認定しない旨の処分をしたため、同年2月3日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>病理組織診断及び画像診断により未申請死亡者は肺がんにかかっていたと判断され、その職歴から石綿ばく露の可能性は否定できないが、画像診断において胸膜ブランクやじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、提出された医学的資料における肺内石綿小体及び石綿繊維の計測結果は基準値に達しておらず、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったことを確認できる医学的資料は見当たらない。</p> <p>よって、未申請死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病（石綿を原因とする肺がん）にかかったと認められず、原処分は相当である。</p>
2	独立行政法人環境再生保全機構	神奈川県海老名市にお住まいの方	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、中皮腫にかかったとの認定を申請したところ、処分庁が令和3年2月3日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同月12日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>本件については、病理組織検査が実施されておらず、中皮腫の診断に極めて重要な病理組織所見に基づく診断結果の提出がなかったため、中皮腫かどうかの判定ができなかった上、当審査会の画像診断によっても中皮腫を疑う所見は認められず、請求人の通院先の診療録によっても中皮腫を疑わせる所見を見いだすことはできず、請求人が中皮腫にかかったと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
3	独立行政法人環境再生保全機構	埼玉県久喜市にお住まいの方	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺）にかかった旨の認定の申請をしたが、処分庁が令和3年2月3日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同年4月29日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人の職歴からは大量の石綿にばく露した可能性はあるものと考えられるが、画像診断において、石灰化を伴う胸膜ブランクは認められるものの、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められないから、石綿肺とは認められない。また、提出された呼吸機能検査の結果は基準を満たしておらず、著しい呼吸機能障害があるとは認められない。</p> <p>よって、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺）にかかったと認められず、原処分は相当である。</p>
4	独立行政法人環境再生保全機構	茨城県つくばみらい市にお住まいの方	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、申請中死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかった旨の認定を受けることができる者であった旨の決定を申請したが、処分庁が令和3年4月5日付けで決定をしない旨の処分をしたため、同年6月3日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>申請中死亡者の職歴からは大量の石綿にばく露した可能性はあるものと考えられるが、提出された放射線画像からは、胸膜ブランクやじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見といった大量の石綿ばく露があったことを示す所見は得られず、肺内石綿小体計測結果などの大量の石綿ばく露を客観的に示す資料は提出されていない。また、提出された放射線画像によれば、平成29年11月の画像では胸膜肥厚はみられず、令和元年に肺結核、結核性胸膜炎にかかって治療を受けた後の令和2年の画像で胸膜肥厚がみられるようになっており、その経時的変化から、令和2年の画像にみられる胸膜肥厚は結核性胸膜炎によるものと考えられる。以上によれば、令和2年の放射線画像にみられる胸膜肥厚については、石綿ばく露に起因するものと認めることはできない。</p> <p>なお、著しい呼吸機能障害の有無については、平成29年12月実施の呼吸機能検査の結果は基準を満たしておらず、その後の呼吸機能検査の結果は提出されていないから、判定できない。</p> <p>よって、申請中死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病（著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかったと認められず、原処分は相当である。</p>

5	独立行政法人 環境再生保全機 構	神奈川県 相模原市 にお住まいの方	肺がん 認定更新	<p>棄却</p> <p>本件は、石綿を吸入して肺がんにかかったとの認定を受けた請求人が認定の更新を申請したところ、処分庁が令和3年5月10日付けで認定更新をしない旨の処分をしたため、同年6月25日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人が提出した診断書等には、申請に係る指定疾病は治癒し、続発症も認められないとされており、当審査会の画像診断においても、肺がんの再発はなく、肺がんの続発症の所見に該当するものはない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
6	独立行政法人 環境再生保全機 構	埼玉県白 岡市にお 住まいの方	著しい呼吸機能 障害を伴うびま ん性胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入して著しい呼吸機能障害を伴う胸膜肥厚にかかった旨の認定を申請したところ、処分庁が令和3年8月5日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同月15日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は長年配管工として稼働していたことから大量の石綿にばく露した可能性があり、呼吸機能検査の結果によれば著しい呼吸機能障害が認められるが、画像診断によれば、胸膜ブランクは認められるものの、びまん性胸膜肥厚は認められない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
7	独立行政法人 環境再生保全機 構	山梨県中 央市にお 住まいの方	肺がん 特別遺族弔慰金 及び特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は施行前死亡者が石綿を吸入することによって肺がんにかかったとして、その配偶者である請求人が特別遺族弔慰金等の支給を請求したところ、処分庁が令和3年8月5日付けでその支給を受ける権利の認定をしない旨の処分をしたため、同年9月8日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>死亡診断書には、死亡の原因が「肺扁平上皮癌」と記載されているが、放射線画像や病理標本等の提出がないことから、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露の医学的所見を確認することはできないため、施行前死亡者が石綿を吸入して肺がんにかかったと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>